# 遊佐町立遊佐小学校「いじめ防止基本方針」

平成２６年３月策定（初稿版）
令和４年２月修正

１．いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

（１）いじめの定義

いじめとは、「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となる児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法第２条）

（２）いじめの基本認識

○ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと。
○ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと。
○ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること。
○ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること。

２．具体的取組み

Ⅰ いじめ未然防止　～いじめを生まない土壌づくり～

（１）人権教育の充実
・全教育活動の中から人権に関わる要素を見出し、生命尊重の精神や人権感覚を育んでいく。
・児童会活動を核に、自他の良さを大切にし、相手を思いやるための自尊感情の育成を図る。

（２）道徳教育の充実
・児童の道徳性に係る実態を調査し、内容を十分検討した題材や資料を準備し授業に当たる。
・道徳の授業を通して内面的な価値の自覚を深化させるとともに、その自覚に基づいた行動の在り方を見取る。
・６月と１１月に「いじめ防止強調旬間」を設定し、各学年でいじめ防止の学習を行う。

（３）体験活動の充実
・子ども達が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共生の心に自ら気づく体験活動を各学年で推進する。
・異学年交流（縦割り清掃・リーディングバディ）、小中連携体験、特別支援学級交流会等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にしていく。

（４）保護者や地域の方への働きかけ
・授業参観、保護者研修会、ＨＰ、学校・学年だより等による広報活動やＳＮＳ対応の研修等によりいじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

Ⅱ いじめの早期発見について　～小さな変化を見逃さない～

（１）日々の観察
・教職員が子ども達と共に過ごす機会を積極的に設定することを心がけ、いじめの早期発見を図る。
・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
・「いじめ相談窓口」があることを全児童に周知し、相談しやすい環境づくりをする。
・ネットパトロールを定期的に実施し、不都合なものに対しては削除依頼をする。

（２）観察の視点

・ＱＵにより学級集団の交友関係を把握するとともに人間関係の修復にあたる。

・年２回の教育相談研修会を活用し、個別の支援が必要な子ども達の交友関係の実態を全職員で共有する。

・年３回、いじめ実態アンケートを行う。（６月＜県＞・９月＜遊＞・１１月＜県＞）

・連絡帳や生活ノートの活用を図り、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を取り合えるシステムを構築する。

・定期的な教育相談日を設けて、全児童・保護者を対象とした教育相談を実施する。

（５月、８月、１月、２月の末日）

## Ⅲ　いじめの早期対応について　～問題を軽視せず、迅速かつ組織的対応を～

（１）正確な実態把握

・当事者双方や周りの子どもから聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認に努める。

・役割分担を明確にしながら関係職員と情報を共有し、事案については正確に把握する。

（２）指導体制、方針決定

・事案について、教職員全体で共通理解を図り、組織的に解決していく。

・指導体制や方針については、「いじめ対策委員会」を母体に決定していく。

・教育委員会、関係機関との連携を密にして決定する。

（３）子どもへの指導・支援

・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

・いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。

・事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。

・いじめた子どもに対しては、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う。

・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署と連携して対処する。

## Ⅳ　重大事故への対応について　～関係機関と信頼関係を保つ～

（１）重大事故の定義

ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている場合

ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（２）重大事故への対処

○　重大事故が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。

○　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。

○　上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。